

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和5年10月10日

北海道知事 鈴木 直道

## 1 公募型プロポーザル方式に付す事項

### (1) 募集の名称

ア 北海道職員用住宅賃貸人公募（倶知安町・12戸） [道有地貸与可]

イ 北海道職員用住宅賃貸人公募（倶知安町・10戸） [道有地貸与可]

### (2) 目的

道の職員が入居する借上公宅について、賃貸人を募集し、民間資金を活用した職員用住宅の効果的・効率的な管理運営を図る。

### (3) 内容

職員用住宅の賃貸借契約。賃貸借戸数は次のとおりとする。

ア 12戸

イ 10戸

※倶知安町内の土地複数箇所、複数棟でも可とするが、1棟単位で道職員専用の賃貸物件の用に供すること。

なお、提案者が倶知安町内に土地を用意できない場合は、次の道有地を有償で貸付する。

[貸付対象物件]

ア 倶知安町南3条東2丁目1番1（1,100㎡のうち必要な面積）

イ 倶知安町北6条西5丁目1番1（1,100㎡のうち必要な面積）

ア及びイは、それぞれの公募とする。

### (4) 契約期間

令和7年3月25日から令和37年4月15日まで。

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

※道有地の有償貸し付けを受ける場合は、北海道財務規則第205条の22第1項第2号に基づき道有地の貸付期間が30年間を限度（建物等の建設及び解体・更地返還までを含めた期間）としているため職員用住宅の契約期間はおよそ29年間となる。

## 2 プロポーザル参加資格

次の要件を全て満たす個人、単体法人又は複数事業者（法人及び個人を含む。）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

- (3) 単体法人又は個人にあつては、政令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により道が定める「建築工事」の資格及び建設業法(昭和24年法律第100号)における「建築工事業」の許可を有すること又は上記の資格及び許可を有する者に建設工事を施工させること。
- コンソーシアムで参加する者にあつては、政令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により道が定める「建築工事」の資格及び建設業法(昭和24年法律第100号)における「建築工事業」の許可を有している者をその構成員に含むこと又は上記の資格及び許可を有する者に建設工事を施工させること。
- (4) 個人にあつては、道内に住民票を有すること。
- 単体法人で参加する者にあつては、道内に本店、支店又は営業所を有していること。
- コンソーシアムで参加する者にあつては、道内に本店、支店又は営業所を有している法人をその構成員に含むこと。
- (5) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (6) 暴力団関係事業者でないこと。
- (7) 応募者又は応募団体の役員が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えていない者でないこと。
- (8) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
- ア 道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ)
- イ 法人で本店が道外の場合、所在する都府県の事業税(道税の納付義務がある場合を除く。)
- ウ 消費税、地方消費税
- (9) 次に掲げる社会保険等の届出の義務を履行していない者でないこと(当該届け出の義務がない者を除く。)
- ア 健康保険法(大正11年法律第115号)第48条の規定による届出
- イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
- ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- (10) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (11) 別に交付する募集説明書に示す条件の住宅を建設し、賃貸することができる者であること。
- (12) コンソーシアムの構成員が単体法人又は他のコンソーシアム構成員として参加する者でないこと。

### 3 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからエまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうか参加表明書を提出し審査を受けなければならない。
- ア 受付期間 令和5年10月10日(火)から令和5年11月10日(金)まで
- イ 受付時間 日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く毎日午前9時から午後5時まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）とします。持参する場合は、受付時間内に次の提出場所に持参すること。郵送する場合は、受付期間の終了日の受付時間まで必着とする。

エ 提出場所 〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館庁舎12階  
北海道総務部人事局職員厚生課公宅管理係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

#### 4 公募要領の交付に関する事項

(1) 交付期間 令和5年10月10日(火)から令和5年11月10日(金)まで

日曜日、土曜日及び休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所 3(1)エと同じ

また、ダウンロードを希望する場合は、北海道総務部人事局職員厚生課のホームページ(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/sks/koubo/koutaku/>)においてダウンロードすることができる。

#### 5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 受付期間 令和5年12月1日(金)から令和6年1月18日(木)

午後5時(必着)まで

(日曜日、土曜日、休日及び年末年始(12月29日~1月3日)を除く)

(2) 提出方法 3(1)ウと同じ

(3) 提出場所 3(1)エと同じ

#### 6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

#### 7 最良の提案をした者の選定方法

(1) あらかじめ定めた審査方法により、提出した提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「貸貸人予定者」という。)を選定する。

(2) 貸貸人予定者を契約の相手方と決定したときは、別途財務会計の規定により契約手続きを行う。

#### 8 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道総務部人事局職員厚生課

(2) 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館庁舎12階

(3) 連絡先 電話011-204-5045 FAX: 011-232-0391

#### 9 その他

(1) 応募手続きに要する費用は、応募者の負担とする。

(2) 審査結果及び貸貸人予定者は、公表する。

(3) 詳細は、公募要領による。